

みんなで
ふせ
防ごう

しょう しょうがいしゃぎゃくたい 障がい者虐待

し しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
知っていますか？「障害者虐待防止法」

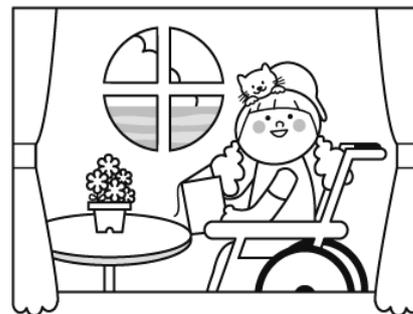
へいせい ねん がつ にち しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃ ぎゃくたい
平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」（障害者の虐待
ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんなど かん ほうりつ しこう
防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されます。
どうほう ぎゃくたいこうい きんし しょう ひと ようごしゃ しえん
同法では、虐待行為の禁止や障がいのある人の養護者への支援などを
きてい ぎゃくたい はっけん ひと し つうほう きむづ
規定したほか、虐待を発見した人の市への通報が義務付けられました。

ぎゃくたい おも つうほう
「虐待かも？」と思ったら通報を

し ぎゃくたい つうほう おう
市では虐待の通報に感じられるように、

しょう しょうがいしゃぎゃくたいぼうし かいせつ
「障がい者虐待防止ホットライン」を開設

しました。しょう ひと ぎゃくたい おもて で みな つうほう
障がいのある人への虐待は表に出にくく、皆さんの通報が
そうきはっけん ひがいしゃ じんそく しえん ぎゃくたい
早期発見と被害者の迅速な支援につながります。「ひょっとして虐待か
も？」と感じたら、すぐにご連絡ください。



つう ほう まど くち かすがいしやくしょしょう ふくしかない
通報窓□（春日井市役所障がい福祉課内）

しょう しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
障がい者虐待防止ホットライン（TEL：85-6331）

でんわばんごう まちが ちゅうい
※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

じかんだいおう
○24時間対応します。

とくめい つうほう かのう まも
○匿名での通報も可能で、プライバシーは守ります。

～ こんなことが障がい者虐待になります ～

虐待されている人が虐待だと認識できずに、自分から被害を訴えられない場合や、虐待している人に虐待している認識がない場合があります。次のような虐待に気付いたら、速やかにご一報ください。

虐待の種類	例
<p>①身体的虐待・・・体に傷や痛みを負わせる暴行や、正当な理由なく身動きが取れない状況にすること</p>	<p>平手打ちする、殴る、蹴る、つねる、縛りつける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる</p>
<p>②性的虐待・・・無理やり（または同意と見せかけ）わいせつな行為をしたり、させたりすること</p>	<p>性交、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな話をする・映像を見せる</p>
<p>③心理的虐待・・・侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること</p>	<p>怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する</p>
<p>④放棄・放任（ネグレクト）・・・食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること</p>	<p>十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない</p>
<p>⑤経済的虐待・・・本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金を使うこと、また、理由なく金銭を与えないこと</p>	<p>年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない</p>